

1. はじめに

(1) 世田谷区の保育について

現在、世田谷区内には以下の保育施設・事業があります。

- ① 認可保育園・区が運営する**区立の認可保育園**(10ページ参照)
・社会福祉法人や株式会社等が運営する**私立の認可保育園**(10ページ参照)
- ② 教育施設と保育施設の機能を一体化した**認定こども園(区立・私立)**(10ページ参照)
- ③ 2～5名の少人数で家庭的な保育を行う**家庭的保育事業**(11ページ参照)
- ④ 6～19名の少人数で保育を行う**小規模保育事業**(11ページ参照)
- ⑤ 会社等の事業所が運営し、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する**事業所内保育事業**(11ページ参照)
- ⑥ 乳幼児を施設において、1対1の保育を行う**居宅訪問型保育事業**(11ページ参照)
- ⑦ 世田谷区独自基準で運営する**保育室**(94ページ参照)
- ⑧ 個人が運営する**保育ママ**(95ページ参照)
- ⑨ 株式会社等が運営する**認証保育所**(97ページ参照)
- ⑩ ⑦～⑨以外の認可外保育施設〔ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設、その他、企業主導型保育施設〕(101ページ参照)

これらの世田谷区の保育の中で、区に入園の申込みを行う施設等について、本冊子では以下のように呼びます。

「区に申込む施設」とは「施設型給付対象施設」のことです

- ① 認可保育園(区立・私立) ② 認定こども園(区立・私立)

「区に申込む事業」とは「地域型保育事業」のことです

- ③ 家庭的保育事業 ④ 小規模保育事業 ⑤ 事業所内保育事業(地域枠)
⑥ 居宅訪問型保育事業

上記①～⑥の保育を利用する方は、保護者全員が「保育を必要とする事由」に該当し、利用のための認定(教育・保育給付認定)を受ける必要があります。

上記⑦～⑩の施設を利用する方で、幼児教育・保育の無償化の対象となるためには認定(教育・保育給付認定もしくは施設等利用給付認定)が必要となります。
詳しくは、4～7ページをご覧ください。

* 保育を必要とする事由とは…

- 保護者が就労している場合
(月48時間以上の就労を対象とし、家事や育児の時間は含みません。)
- 保護者の病気や心身に障害がある場合
- 保護者が常時(月48時間以上)、病気の方や心身に障害のある方の介護、看護をしている場合
(申込児の介護・看護は除く)
- 保護者が出産(出産予定月とその前後各2か月以内が対象、最長5か月間)する場合
- 保護者が現在仕事を探している場合
- 保護者が就学、技能習得(通信講座・趣味の講座・カルチャー講座は除く)をしている場合
- 保護者が災害の復旧にあたっている場合
- その他、保護者が保育にあたることができない特段の事由がある場合

以上のことが常態となっていることが必要です。「集団生活をさせたい」「幼児教育の場として利用したい」等の理由は、利用の対象となりません。

* 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定(4～7ページ参照)を受ける必要があります。無償化後の保育料については、9ページを参照ください。

* 障害や疾病、発育や発達など気になることがあるお子さんについて

障害や疾病があるお子さん、発育や発達の遅れなど気になることや不安があるお子さんについて、集団の中で安全にお預かりするために、入園申込みにあたり、お子さんの状況を確認させていただくことがあります。詳しくは、37ページをご参照ください。

* 医療的ケアが必要なお子さんについて

世田谷区では区立指定保育園医療的ケア児枠での受入(38ページ参照)、居宅訪問型保育事業(39ページ参照)で保育の提供を行います。利用の申込みについては、41ページを参照ください。

(2) 保育の必要性の認定(給付認定) [区ホームページID: 1403参照]

幼児教育・保育施設等を利用するにあたって必要となる、保育の必要性の認定(給付認定)には、「教育・保育給付認定」と「施設等利用給付認定」の2種類があります。

給付認定の申請方法については6ページをご覧ください。

●教育・保育給付認定

1. 認定区分 お子さんの年齢や利用する施設等により認定区分は3つに分かれます。

区分	内 容	
1号認定	対 象	満3歳以上で、教育を希望する子ども
	利用先(※1)	- 子ども・子育て支援制度を利用する私立幼稚園 尾山台ナザレン幼稚園、こひつじ幼稚園、代田幼稚園、玉川小羊幼稚園 平安幼稚園、松沢幼稚園、みょうじょう幼稚園 - 認定こども園(幼稚園枠) 多聞幼稚園(区立)、青葉学園野沢こども園、円光院幼稚園、 昭和女子大学付属昭和こども園、日本大学認定こども園、 認定こども園世田谷ベアーズ、羽根木こども園 - 区立幼稚園 三島幼稚園、給田幼稚園、中町幼稚園、松丘幼稚園、砧幼稚園 八幡山幼稚園、桜丘幼稚園
2号認定	対 象	満3歳以上で、保護者の就労などにより、保育を必要とする子ども
	利用先	- 保育園(※2) - 認定こども園(保育認定枠)
3号認定	対 象	満3歳未満で、保護者の就労などにより、保育を必要とする子ども
	利用先	- 保育園(※2) - 認定こども園(保育認定枠)、地域型保育事業

※1 1号認定の各利用施設の詳細については、区のホームページをご覧ください。

私立幼稚園 [ページID: 1655] 区立幼稚園・認定こども園 [ページID: 1643]

※2 2号認定・3号認定には、企業主導型保育施設の地域枠を利用する方、認証保育所や認可外保育施設を利用して補助金を申請する方も該当します。

認可保育園等の入園を希望する方については、入園申込みと兼ねて2号認定または3号認定を受けます。入園を希望せず、教育・保育給付認定のみを受けることも可能です。

2. 保育の必要量

2号および3号認定は、保育の必要量に応じて「保育標準時間」、「保育短時間」に分類されます。

区 分	内 容
保育標準時間	1日11時間の枠の中で必要とする保育を利用
保育短時間	1日8時間の枠の中で必要とする保育を利用

3. 支給認定証の交付について

給付認定の申請後、教育・保育給付認定を受けた方には、区から「支給認定証」を交付します。入園の申込みをされた方には、その結果通知と同時期に交付します。

※4月入園をお申込の方への支給認定証の交付は、3月末頃になります。

※教育・保育給付認定のみの方は、申請から30日以内に交付します。

※支給認定証については、提出書類に不備がある場合は発行されません。

※支給認定証が交付されても、保育園等の入園が決定したわけではありません。

●施設等利用給付認定

「教育・保育給付認定」を受けていない方で、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用して、幼児教育・保育の無償化や負担軽減補助金などの給付を受けるにあたり必要な認定です。

1. 認定区分 お子さんの年齢や利用する施設等により区分は3つに分かれます。

区分	内 容	
1号認定	対 象	満3歳以上で、2号認定・3号認定対象以外の子ども ※一時預かり利用分の補助金を希望する場合は下記の2号認定・3号認定も必要となります。
	利用先	子ども・子育て支援制度未移行の私立幼稚園、特別支援学校幼稚部等
2号認定	対 象	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した子どもで、保護者の就労などにより、保育を必要とする子ども ※教育・保育給付認定の1号認定を受けている子どもが、以下の利用先の利用について無償化の適用を受けるには、2号認定が必要となります。
	利用先	認定こども園（教育標準時間認定枠）及び幼稚園及び特別支援学校幼稚部の預かり保育事業、認可外保育施設、病児保育事業等
3号認定	対 象	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもで、保護者の就労などにより、保育を必要とし、かつ、保護者及び同一世帯員が住民税非課税世帯である子ども
	利用先	認定こども園及び幼稚園及び特別支援学校幼稚部の預かり保育事業、認可外保育施設、病児保育事業等

※施設等利用給付認定の申請が不要なお子さん

すでに教育・保育給付認定の2号認定または3号認定を受けているお子さんで、入園選考（利用調整）の結果認可保育園等に入所できず、認可外保育施設等を利用している場合、施設等利用給付認定の申請は不要です（教育・保育給付認定の3号認定を受けているお子さんについては、住民税非課税世帯のみが施設等利用給付認定の対象となります）。

2. 施設等利用給付認定の結果通知について

給付認定の申請後、施設等利用給付認定を受けた方には、区から「施設等利用給付認定通知書」を交付します。提出書類に不備がある場合は発行されません。

3. 幼児教育・保育の無償化等の補助金との関連

無償化等の補助金を受けるにはまず給付認定を取得し、在籍施設に応じた補助金の申請手続きをし、補助金の給付という流れになります。

給付認定の申請について(教育・保育給付認定、施設等利用給付認定共通)

認可保育園等の入園申込みをされた場合、申込みと兼ねて「教育・保育給付認定(2号・3号認定)」の認定も行います。

認可保育園等の入園を希望せず、**給付認定のみ希望の方は**以下の方法でご申請ください。

1. 必要書類

(1) 給付認定申請書

※様式は区ホームページ〔ページID：1403〕からダウンロード可能

(2) 保育を必要とする状況を証明するための書類(保護者の方全員分)

※18ページの②と同じ書類

(3) 保育料階層を決定するための税書類(該当者のみ)

※20ページの④と同じ書類



2. 申請方法 ※窓口での申請は受付しておりません。

いずれかの方法でご申請ください。 ※1号認定については各施設へお問い合わせください。

●郵送申請：必要書類をすべてそろえて下記へ送付してください。

送付先：〒154-8504

世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区幼保補助金事務センター

●電子申請：「ぴったりサービス(電子申請)」

マイナポータル(政府が運営するオンラインサービス)の世田谷区のページより電子申請を行うことができます。



3. 認定結果の送付

教育・保育給付認定を受けた方には「支給認定証」を、施設等利用給付認定を受けた方には「施設等利用給付認定通知書」を交付します。提出書類に不備がある場合は発行されません。

4. 重要事項

■**認定開始日は世田谷区に申請書等が過不足なく到着した日以降となります。遡りでの認定はできません。**給付は認定が開始された日からとなりますので、施設をご利用になる前に認定の申請をしてください。

■**保育の必要性の認定は、自治体ごとに申請が必要です。**他自治体で認定を受けている方で世田谷区に転入した場合に、引き続き施設等を利用する方はお早めに認定の申請をしてください。また、世田谷区から転出して引き続き認定を希望する場合は、転出先の自治体でお早めに認定の申請をしてください。

■**認定の終了日は、保護者が保育を必要とする理由によって異なります。**

給付認定についてのよくある質問

問1 幼稚園と認可保育園を併願することはできますか？ またその場合、どのような手続きをすればよいですか？

答1 幼稚園と認可保育園を併願することはできます。認可保育園を利用するための入園の申込みをしていただくとともに、幼稚園に申込みを行っていただきます。認可保育園の入園申込みをしていた場合、幼稚園に入園することが決まりましたら、保育認定・調整課入園担当にご連絡ください。なお、同じ月に幼稚園と認可保育園に在籍すること（二重在籍）は出来ません。他の認可保育施設・認可外保育施設も同様です。

問2 既に支給認定証（3号）の交付を受けているのですが、2号認定を受ける場合は、再度申請は必要ですか？

答2 3号の支給認定証の有効期間は最長で3歳の誕生日の前々日までですが、3号から2号への切り替えについては、有効期限に合わせて、世田谷区より2号の支給認定証を発行し郵送するので、再度申請は不要です。

ただし、認定事由が求職活動、就学または妊娠・出産などに該当し、入園希望月以前に支給認定証に記載の有効期限が終了している場合や、認定事由に変更がある場合は、再度申請が必要です。

問3 教育・保育給付認定のみを受けることはできますか？ またその場合、どのような手続きが必要ですか？

答3 施設の利用を希望せず、教育・保育給付認定のみ受けることは可能です。6ページの書類を郵送もしくはぴったりサービス（電子申請）にて提出してください。認定審査の結果、保育の必要性が認められた場合、支給認定証が交付されます。提出書類に不備がある場合は、発行されません。また、認可外保育施設等ご利用分の補助金は、認定取得後に別途補助金の申請が必要です。詳細は区ホームページ〔ページID：10734〕をご確認ください。

幼児教育・保育の無償化、給付認定に関するお問い合わせ先

■ 保育の必要性の認定の要件、申請方法および

認可外保育施設や無償化対象事業のみご利用の場合の補助金について

幼保補助金事務センター

☎ 6453-4990

■ 子ども・子育て支援制度を利用しない幼稚園をご利用の場合の補助金について

子ども・若者支援課 私学係

☎ 5432-2066

■ 子ども・子育て支援制度利用の幼稚園・私立認定こども園をご利用の場合の補助金について

保育課 教育・保育給付担当

☎ 5432-2966

■ 区立幼稚園・区立認定こども園をご利用の場合の補助金について

乳幼児教育・保育支援課

☎ 6453-1531

(3) 世田谷区の保育施設・事業の種類

* 事業内容・申込方法等

令和8年9月1日現在

入園申込先		施設種別			施設数	1施設当たりの定員	対象年齢	保育時間 ※開所時間は各施設による		土曜日開所	食事の提供	
給付認定申込 (教育・保育)	(入園申込)							保育実施時間	延長保育の実施			
各総合支所 子ども家庭支援課		認可保育施設	区立保育園(10ページ)		45	20～153人	0～5歳	11時間	各施設による	有り	給食	
			私立保育園(10ページ)		211							
			区立認定こども園(10ページ)	幼稚園型(保育認定枠)	1	16人	4～5歳		有り			
			私立認定こども園(10ページ)	幼保連携型(保育認定枠)	5	80～130人	0～5歳		有り			
				幼稚園型(保育認定枠)	1	90人	3～5歳		無し	無し	直接施設にお問い合わせください。	
		地域型保育事業	家庭的保育事業(11ページ)		9	5人	0～2歳	8時間	各施設による	有り	各施設による	
			小規模保育事業(11ページ)		17	A型：9～19人		8時間または11時間				
			事業所内保育事業(11ページ)		1	保育所型：14人(地域枠)		11時間				
			居宅訪問型保育事業(11ページ)		2	各事業による	原則0～2歳	8時間	無し	無し	直接事業者にお問い合わせください	
		39ページをご参照ください										
各施設に直接申込み	認可外保育施設	保育室(94ページ)		1	20～29人	0～2歳	10.5時間	有り	有り	給食		
		保育ママ(95ページ)		2	3～5人		8時間			各施設による		
		認証保育所(97ページ)		30	A型：20～120人 B型：6～29人	各施設による	13時間以上	各施設による		給食		
		その他の認可外保育施設(ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設、その他)(101ページ)		各施設による								
		企業主導型保育施設(101ページ)										

* 認定の有無・保育料等

令和8年9月1日現在

施設種別				教育・保育給付認定 (保育の必要性認定)	保育料		保育料補助
					金額(月額)	保育料 納付先	
認可保育施設	施設型給付対象施設	区立保育園		必要	全世帯 保育料・給食費の無償化により0円 ※1	延長保育料は区へ納付	認可保育施設に在籍している期間は、認可外保育施設等の利用料に対する補助は対象外です。
		私立保育園				延長保育料は各施設へ納付	
		区立認定こども園	幼稚園型 (保育認定枠)				
		私立認定こども園	幼保連携型 (保育認定枠)				
			幼稚園型 (保育認定枠)				
	地域型保育事業	家庭的保育事業					
		小規模保育事業					
		事業所内保育事業					
		居宅訪問型保育事業					
	認可外保育施設	保育室				補助金の要件となる場合があります。 ※2	
保育ママ		25,000円	月額25,000円を補助				
認証保育所		各事業者が設定した料金	月額80,000円を上限に補助				
その他の認可外保育施設 (ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設、その他)			月額80,000円を上限に補助				
企業主導型保育施設			利用施設に確認してください	3～5歳 月額30,000円 0～2歳 月額38,000円を上限に補助			

- ※1 ・延長保育料は34～36ページ及び44ページをご確認ください。
 ・施設により、制服代や教材費等の納付が必要な場合があります。居宅訪問型保育事業は保育者の交通費実費等がかかります。詳細については直接施設へお問合わせください。
 ・給食費無償化は世田谷区の独自事業です。そのため、区外在住者は居住自治体にご確認ください。
- ※2 認可外保育施設を利用して幼児教育・保育の無償化や保育料補助金などの給付を受けるにあたり「保育の必要性の認定」が条件となる場合があります。詳細は、区のホームページ[ページ番号：1511]をご確認ください。また、利用する施設によっては、「支給認定証」の提示を求められる場合があります。

(4) 区に申込む施設および事業

● 区に申込む施設（施設型給付対象施設）

就学前児童（0～5歳）で、1～3号のいずれかの教育または保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）を受けた方が、以下の教育または保育の提供を受けることができます。

■認可保育園とは…

施設の大きさ、園庭の広さ、保育士の数、保育内容、保育時間など、国の定める「児童福祉施設の設備および運営に関する基準」を満たす保育施設で、児童福祉法に基づく施設です。

2号または3号の認定を受けた就学前児童が保育の対象です。

名 称	利用年齢						内 容
区 立 認可保育園	0	1	2	3	4	5	区立保育園は、世田谷区が設置・運営しています。 開所時間は各園共通です。
	3号認定			2号認定			
	0歳児は実施していない園があります。						
私 立 認可保育園	0	1	2	3	4	5	私立保育園は、社会福祉法人や株式会社等が設置・運営しており、それぞれの個性を生かし、特色のある保育を行っています。
	3号認定			2号認定			
	0歳児は実施していない園があります。 保育園によって、0歳児受入れ開始月齢が異なります。 3～5歳児の受け入れを行っていない園があります。						

■認定こども園とは…

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年10月施行）」に基づいた、保育園と幼稚園の機能を一体化した施設です。

入園の区分が、①主に保育園機能を利用する園児（保育認定枠）と、②主に幼稚園機能を利用する園児（教育標準時間認定枠）に分かれていますが、園児は入園後、同じ保育室で教育・保育を受けます。

3～5歳児については、午前中を中心に幼児教育のカリキュラムが用意されていることが特徴です。

申込みは、保育認定枠は区へ、教育標準時間認定枠は各施設へ直接行ってください。

なお、認定こども園（保育認定枠）の利用条件は、保育日数など認可保育園と異なる場合があります。また、園により制服代や入園手続き時の納入金、教材費等の実費負担がありますので、ご希望される場合は、必ず事前に園に保育内容等をご確認ください。

名 称		利用年齢						内 容	
認定こども園	0	1	2	3	4	5	世田谷区には、以下の２種類の施設があります。 ①幼保連携型…認定こども園としての認可を受け、幼児教育と保育を一体として行う施設 ②幼稚園型…認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えた施設		
	3号認定			2号認定					
				1号認定					
	受入れ年齢や年齢別定員は、各施設によって異なります。								

● 区に申込む事業（地域型保育事業）

19人以下の単位で、保護者が就労などのため、保育を必要とする子どもを、保護者に代わって保育する区の認可事業です。3号認定を受けた乳幼児（0～2歳児）が対象です。

3歳児以降の保育については、卒園後のお子さんの預け先として、「連携施設」が設定されている事業と、未設定の事業があります。連携施設が設定されていない場合、3歳児以降の利用については、再度入園選考（利用調整）をお申込みいただく必要がありますのでご注意ください。

名 称	利用年齢			内 容
家 庭 的 保 育 事 業	0	1	2	家庭的な雰囲気のもと、運営事業者が借り上げたアパート等で、区が認定した家庭的保育者等が少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
	3号認定			
	受入れ年齢や年齢別定員は、各事業によって異なります。			
小 規 模 保 育 事 業	0	1	2	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育士や区が認定した家庭的保育者等がきめ細やかな保育を行います。定員や児童1人当たりの面積等の運営基準により、A型、B型、C型の3類型に分かれ、類型により保育従事者等運営基準が異なります。
	3号認定			
	受入れ年齢や年齢別定員は、各事業によって異なります。			
事 業 所 内 保 育 事 業	0	1	2	会社等の事業所が設置する保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。保育の定員は「従業員枠」と「地域枠」に分けられ、区では、地域枠についての入園申込みを受け付け選考を行います。定員や保育従事者等運営基準により、保育所型、A型、B型の3類型に分かれています。
	3号認定			
	受入れ年齢や年齢別定員は、各事業によって異なります。			
居宅訪問型 保 育 事 業	0	1	2	医療的ケアが必要な乳幼児を施設において、保育者による1対1のきめ細やかな保育を行います。詳細は39ページをご参照ください。
	3号認定			
	受入れ年齢や年齢別定員は、各事業によって異なります。			

● 区に申込む事業（地域型保育事業）の運営基準比較表

類型	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業
		A 型	B 型	C 型	保育所型・A 型・B 型
定 員	5 人	6 ～ 19 人	6 ～ 19 人	6 ～ 10 人	運営基準などは、 保育所、小規模 A 型、小規模 B 型とそれぞれ同 様です。
1 人 当 た り の 面 積	0 ～ 2 歳 3.3㎡	0 ～ 1 歳 3.3㎡ 2 歳 1.98㎡	同 左	0 ～ 2 歳 3.3㎡	
保 育 従 事 者	家庭的保育者 家庭的保育補助者	保育士	保育士(6割以上) 保育従事職員	家庭的保育者 家庭的保育補助者	
職員配置基準	0 ～ 2 歳児 3 : 1	0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 上記に加え +1	0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 上記に加え +1	0 ～ 2 歳児 3 : 1	
給 食	施設による	同 左	同 左	同 左	同 左